

参考資料「処理の基本方針・処理実行計画の策定」関連

宮城県環境生活部震災廃棄物対策課作成資料

平成 23 年 3 月 28 日

宮城県環境生活部廃棄物対策課

## 災害廃棄物処理の基本方針

### 一 はじめに

3月11日14時46分、本県を中心とした東日本一帯を突然襲った三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖地震は、我が国がこれまで経験したことのない過去最大規模のものであります。また、それに伴い、太平洋沿岸を中心に高い津波が襲来し、本県の沿岸地域の市町では壊滅的な打撃を受け、想像を絶する多数の県民の尊い生命が一瞬にして奪われるなど地域存亡の危機に瀕しており、中には、役所庁舎の滅失、多数の職員が行方不明になるなど、自治体の機能が崩壊している地域もあります。

### 二 経緯

災害廃棄物の処理を適切に行うため、震災直後に震災廃棄物処理対策検討チームを設置するとともに、法の弾力的運用及び財政的措置等を国に対し要望しました。3月27日に国から回答があり、県ががれきの処理を市町村に代行して行ってもよいこと及び、費用負担については阪神・淡路大震災を超える措置を検討中であることが示されました。

### 三 災害廃棄物処理に対する宮城県の考え方

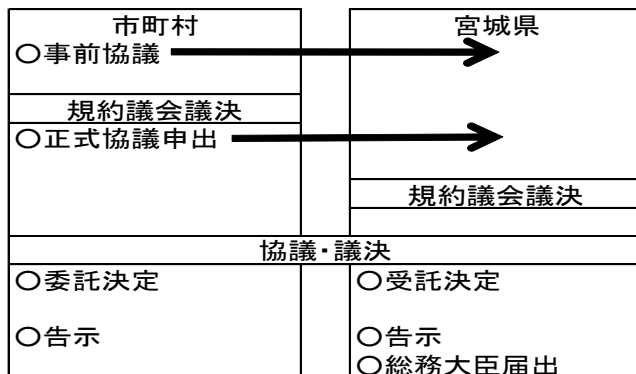
被害状況が判明するにつれて、そのあまりの大きさゆえに、復旧・復興に向けた取り組みも困難の度を深めておりますが、まずは発生した膨大な量の災害廃棄物の処理を迅速かつ適切に実施していかねばなりません。

宮城県としては、以下の基本的な考え方により災害廃棄物の処理を進めていきます。

#### (1) 処理主体

現行の法制度上、原則として市町村が進めていくこととなりますが、被害が甚大で、市町村自らが処理することが困難な場合には、地方自治法第252条の14の規定に基づく事務の委託により、県が災害廃棄物の処理を行います。

事務の委(受)託の流れ



(2) 処理期間

被災地の早期復旧、復興のためには、環境に配慮しながら、災害廃棄物を早期に処理することが最重要であることから、概ね1年を目標として被災地から搬出し、概ね3年以内に処理を終了するものとします。

(3) 災害廃棄物の発生量推計

今回の地震・津波により、宮城県内において発生した災害廃棄物の量は、現時点で概ね1,500万トンから1,800万トンと推計しております。今後状況に応じて、適宜精査していきます。

(4) 処理方法

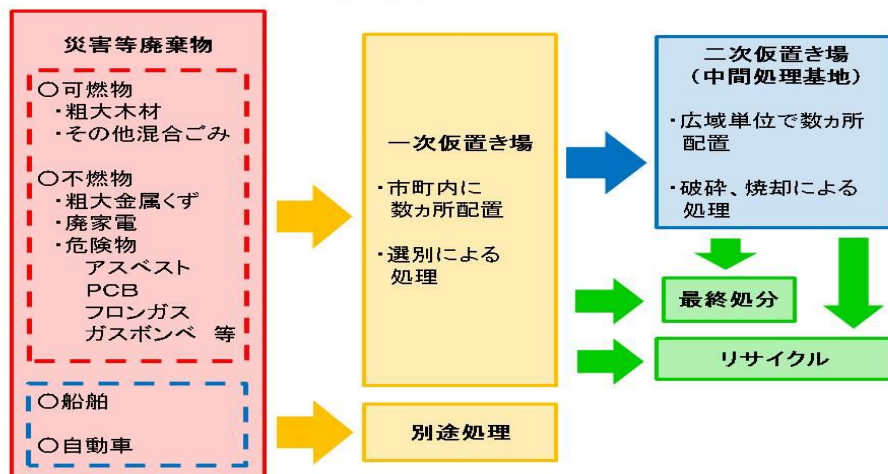
膨大な量の災害廃棄物の処理及び市町村の復興を効率的に進めるため、一元的な災害廃棄物の処理に努めます。具体的には、災害廃棄物を以下の分類に従って分別することを原則とし、その処理に際しても、大規模な仮置き場(二次仮置き場)を設置することを検討します。なお、詳細については、別途処理指針を定めることにしています。

①災害廃棄物の分別方法

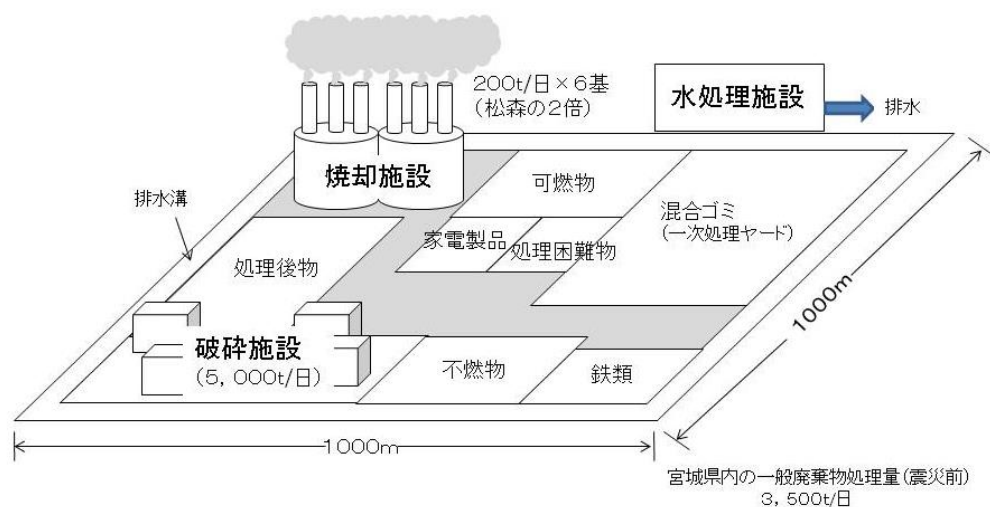
- 可燃物
  - 不燃物
  - 特定品目
    - ア 家電製品
    - イ 自動車
    - ウ 船舶
    - エ 土砂
    - オ 有害廃棄物
      - ・油(ガソリン, 軽油, 灯油, 重油等)
      - ・ガスボンベ
      - ・アスベスト
      - ・フロンガス
      - ・PCB(トランス, コンデンサー等)
      - ・その他
- } 別処理。詳細は検討中。

②災害廃棄物の処理フロー

災害廃棄物の処理フロー



### ③大規模仮置き場の具体的イメージ



#### (5) 処理に際しての留意事項

以下の点に留意して、処理を進めていきます。

- 市町村、関係機関と連携して、災害廃棄物を仮置きするための場所の確保を迅速に行います。
- 個人財産については、平成23年3月25日付け「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」に基づき、原則所有者の承諾を得た上で処理を行います。被災した家屋等であって、当該物の経済的価値、置かれている状態等を客観的に判断して、明らかに財産的価値が認められない場合や所有者が不明な場合等には、災害廃棄物として適切に処理を行います。
- 災害に便乗した廃棄物の不法投棄、屋外焼却がされないよう、監視、取締を強化します。

#### (6) 財源

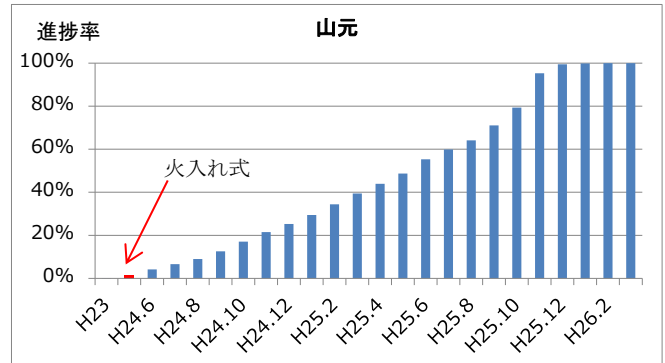
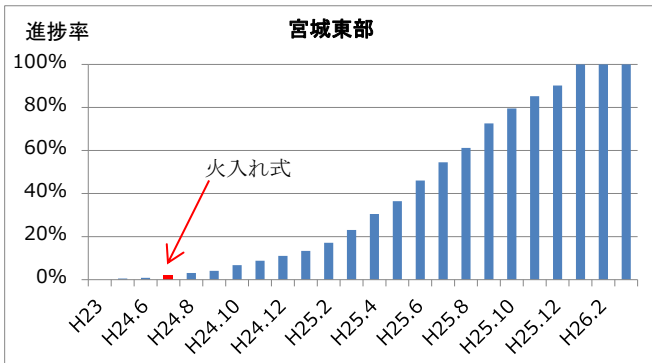
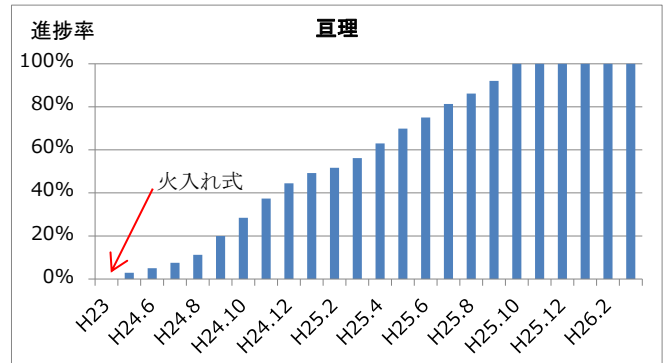
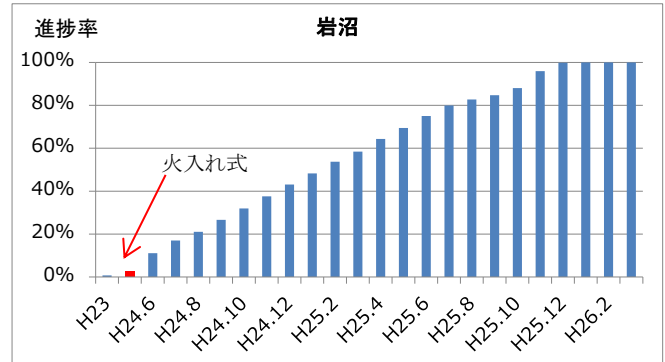
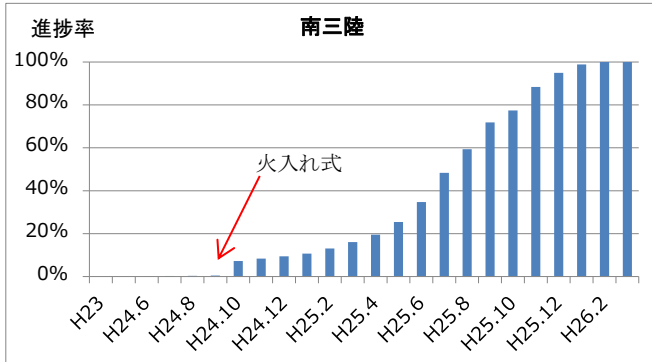
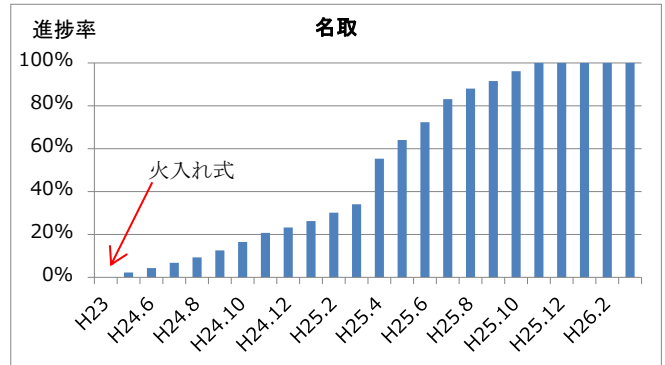
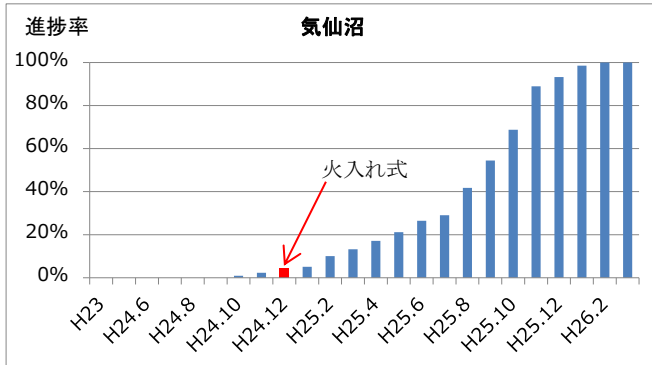
環境省所管の災害等廃棄物処理事業費国庫補助金を活用する方向で調整しています。なお、膨大な量の災害廃棄物の処理に莫大な費用、期間がかかることが想定されることから、土地の管理者の状況に関わらず、今回の地震・津波災害により発生した廃棄物は、国の充実した財政支援により一括して処理できるよう、国に要望しています。

参考資料「処理の基本方針・処理実行計画の策定」関係

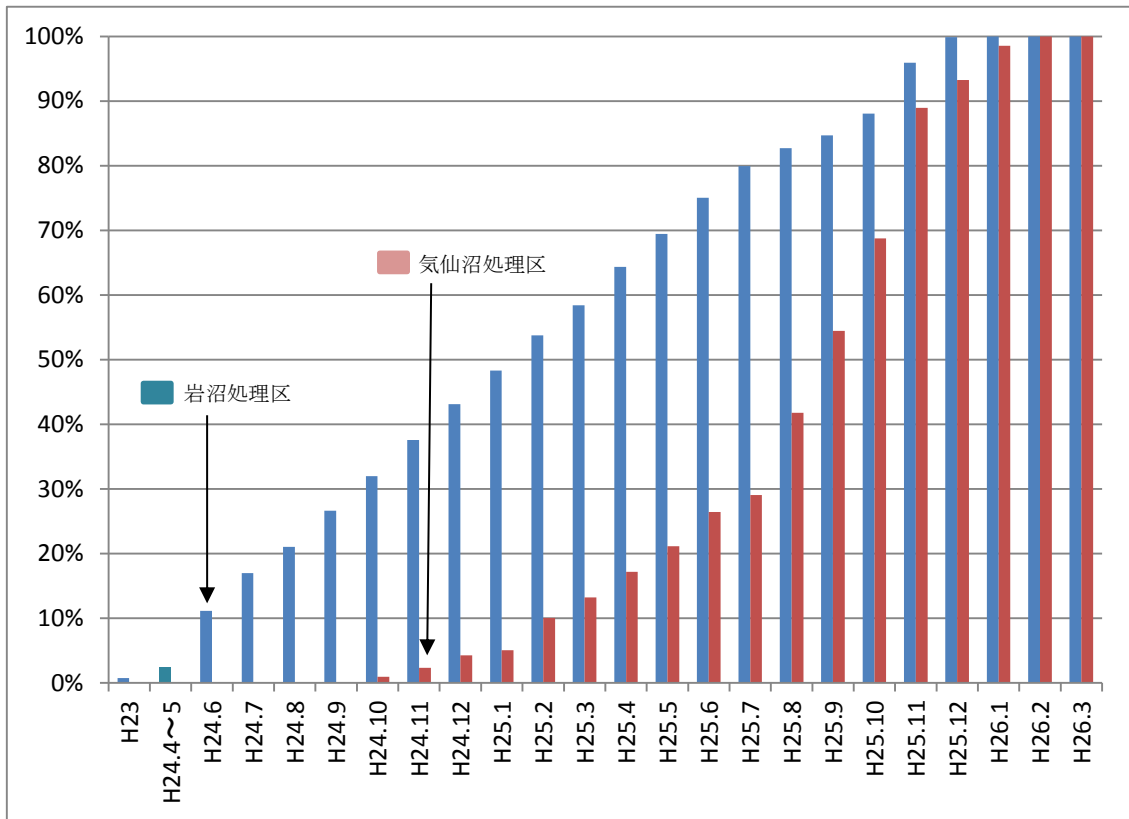
宮城県環境生活部震災廃棄物対策課作成資料

各ブロック・処理区における処理進捗率の推移について

○ 各ブロック・処理区における処理の進捗率の推移については下記のとおり。いずれの処理区も火入れ後に進捗率の伸び率が大きくなっている。



進捗率



参考 気仙沼処理区及び岩沼処理区の比較